○防衛省告示第二百八号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十月二十五日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

期間　平成二十九年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分〇八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十五日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十七号
三　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 山形県最上郡最上町大字大堀字湯尻一〇四五番一から同町大字大堀字湯尻一二四二番二まで | 前 | 一六・八メートル | 二〇・六七キロメートル |
| | 後 | 一七・一メートル | 二〇・〇五八キロメートル |

四　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○防衛省告示第二百九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十月二十五日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

期間　平成二十九年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度三三分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第二百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十五日

東北地方整備局長　津田　修一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四十七号 | 山形県東田川郡庄内町余目字西田一一八番一から同町余目字竹畑二三七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十九年十月二十五日

○東北地方整備局告示第二百二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十九年十月二十五日

東北地方整備局長　津田　修一

第1　起業者の名称　福島県

第2　事業の種類　県道相馬亘理線改築工事（福島県相馬郡新地町今泉字浜畑地内から同町大戸浜字前田上地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　福島県相馬郡新地町今泉字浜畑並びに大戸浜字南中磯塩入、字吾妻谷地、字北中磯塩入、字小沢、字小沢北、字前田西及び字前田上地内

福島県相馬郡新地町大戸浜字北中磯塩入地先海浜地及び字北迫塩入地先海浜地

2　使用の部分　福島県相馬郡新地町大戸浜字南中磯塩入、字吾妻谷地、字北中磯塩入、字北迫塩入、字小沢、字小沢北、字前田西及び字前田上地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県相馬郡新地町今泉字浜畑地内の現道接続部から同町大字**塚**木崎字磯山地内の宮城県との県境までの延長5,300mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道相馬亘理線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道相馬亘理線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により福島県知事が県道に認定した路線であり、起業者である福島県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により福島県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、福島県相馬市を起点とし、相馬郡新地町、宮城県亘理郡山元町を経由して同郡亘理町に至る延長約32kmの幹線道路である。

本路線は、福島県沿岸北部地域と宮城県沿岸南部地域とを結ぶ路線であり、地域住民の通勤、買い物等の日常生活に広く利用されている。